

学校行事に係る課税免除の取扱いについて

1 課税免除の対象となる行事及び学校

(1) 対象となる学校

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）のうち、次に掲げる学校が対象となります。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校

(2) 対象となる行事

次のいずれかに該当し、学校教育上の見地から実施されるものに限ります。

ア 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（例：修学旅行 等）

イ 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合（例：体育大会 等）

学校の種類	活動の区分	課税免除対象となる主な活動内容
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校	学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	修学旅行(遠足)、集団宿泊活動、職場体験活動、自然体験活動など校外での授業
	学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	体育大会・音楽コンクール等部活動の一環として参加する行事、練習試合、合宿

2 課税免除の対象となる者

前記の行事に参加する次に掲げる者を、課税免除の対象とします。

児童、生徒、学生、引率教員及び学校長が当該教育活動において参加が必要と認めた介助者、看護師等

※旅行業者の添乗員、カメラマン等は対象となりません。

3 課税免除の対象外となるもの

次に掲げるものについては、学校教育上の行事には該当しないため、課税免除の対象外とします。

- ・大学、短期大学、専修大学、各種学校等が行う行事
- ・研修、ゼミ合宿、サークル活動等、任意参加性が高いもの
- ・スポーツ少年団、クラブチーム等の活動
- ・学校行事以外における中学生・高校生の個人的利用

4 課税免除の手続き及び証明

課税免除を受けようとする学校等は、当該行事が学校教育上の見地から行われる行事であることを証する書類を、利用施設に提出してください。

弘前市入湯税課税免除用証明書のほか、内容が確認できる場合には、任意様式でも差し支えありません。

5 その他

年齢12歳未満（小学生等）の者については、弘前市税条例第113条の2第1号の規定に基づき、課税免除となります。

本取扱いは、令和8年3月1日入湯分から適用します。